

再就職者の働きかけ規制

(※ この働きかけ規制は、福岡市職員であった者で、再就職したものが規制の対象となる制度です。)

1 概要

再就職者（注1）が、離職前5年間（それ以前の課長級以上の職への在職期間も含む。）の職務に関し、離職後2年間（自らが決定した契約・処分については期限の定めなく）在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対し、働きかけ（注2）を行うことが禁止されています。

（注1）「再就職者」とは、福岡市職員であった者で、離職後に営利企業などの地位に就いている者をいいます。

（注2）「働きかけ」とは、再就職者が在籍する営利企業等と福岡市の間で締結される契約や当該営利企業に対して福岡市が行う処分等について、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することをいいます。

2 規制の内容

再就職者の在職中の職位や職務内容に応じて、次のとおり働きかけが規制されています。

規制の主体	禁止される働きかけ	規制期間
①全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ （地公法第38条の2第1項）	離職後2年間
②全ての再就職者	在職中に自ら決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ（地公法第38条の2第5項）	期間の定めなし
③局長級の職（地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長及びこれに準ずる職）の経験がある再就職者	離職前5年より前に局長級の職に就いていた時の職務に関する現職職員への働きかけ （地公法第38条の2第4項）	離職後2年間
④部課長級の職の経験がある再就職者	離職前5年より前に部課長級の職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ （地公法第38条の2第8項）	離職後2年間

3 働きかけを受けた場合の人事委員会への届出

職員は、再就職者から働きかけを受けた場合は、人事委員会にその旨を届け出る義務があります。

4 働きかけ規制違反に関する措置

人事委員会は、働きかけ規制の違反行為があると思料するときは、任命権者に対し、調査を行うように求めることができ、また、任命権者が行う調査の経過について報告を求め、又は意見を述べることができます。

また、任命権者は、違反行為の疑いを把握したとき、規制違反行為に関して調査を行おうとするときは人事委員会に報告をしなければならず、調査を終了したときは、調査結果を人事委員会に報告しなければなりません。

5 再就職情報の届出

再就職者のうち、在職中に課長級以上の職に就いていた者は、離職後2年間、離職時の任命権者に対し、再就職情報（再就職先の名称、業務内容等）の届出を行わなければなりません。

6 再就職情報の公表

市長は、任命権者から再就職者の再就職情報を取りまとめ、その概要を公表するとともに、人事委員会に対してその内容を通知しなければなりません。

<再就職者から働きかけを受けた場合の届出・お問い合わせ>

福岡市人事委員会事務局 審査課 公平審査担当
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所本庁舎議会棟5階
電話番号 092-711-4690（直通）、7112（内線）
ファクス番号 092-711-5866